

令和6年7月18日

猪名川町立小学校保護者 様
猪名川町立中学校保護者 様
猪名川町立幼稚園保護者 様

猪名川町教育委員会

熱中症予防にかかる2段階の警戒アラートの発表時の対応について

平素は、本町教育行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、法律の改正により令和6年度から従来の「**熱中症警戒アラート**」に加え、新しく「**熱中症特別警戒アラート**」の2段階の運用が開始されることとなりました。

特に新しく設定された「**熱中症特別警戒アラート**」は、広域的に過去に例のない危険な暑さなどにより、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じる恐れがある場合に発表されます。その場合は、学校・園は「臨時休校」にいたします。

以下従来のことと合わせてご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 「熱中症特別警戒アラート」が発令された場合（前日の午後2時頃に発令）

暑さ指数（WBGT）が県下19か所において3.5以上と予想されるとき、全県に発令。

町立小中学校、幼稚園は臨時休校とします。

土日祝日及び長期休業日の場合は、学校行事や部活動などのすべての活動を中止します。

留守家庭児童育成室（放課後児童クラブ）も、臨時閉室とします。

2 「熱中症警戒アラート」が発令された場合（前日の午後5時か当日の午前5時頃に発令）

暑さ指数（WBGT）が3.3以上のとき、該当地域に発令。

屋外等や涼しい場所以外での活動を禁止する。

（学校・園で計測した暑さ指数（WBGT）が3.1以上のときは原則屋外等や涼しい場所以外での活動を中止する。ただし、中体連などの大会などは、主催者の判断に従うものとする。）

3 各学校園では、熱中症への細心の注意と的確な対応を行います。

- ① 学校・園ごとに暑さ指数（WBGT）の計測と周知徹底を行います。
- ② こまめな休憩と水分補給、涼しい場所への避難を徹底します。
- ③ 熱中症特別警戒アラートが発令された時は、学校HPやミマモルメ等の一斉メール配信で周知します。

※ 暑さ指数（WBGT）とは、湿球黒球温度のこと。湿度、気温、輻射で計算された指数で、熱中症のリスクを表す指標です。学校・園に計測器が配備され、日々計測しています。